

## 根室産サンマ輸出用ブランドマークの策定について

平成 23 年 6 月 24 日  
根室市総合政策部

根室市と根室市アジア圏輸出促進協議会（構成：根室水産協会、根室商工会議所、各漁業協同組合、根室市）は、ベトナム市場における水産物の流通状況、競合製品の販売状況等を踏まえた上で、根室産サンマのブランドイメージの向上と発信力の強化を図るため、本年5月より“販売促進資材作成”に着手し、今回、根室産サンマ輸出用ブランドマーク（別図）を策定いたしました。

このたび策定したブランドマークは、ベトナム市場において“根室産サンマ”であることの識別を容易にするもので、ベトナム及び日本国内でそれぞれ商標登録を出願し、その使用管理の適正を確保するなど、早い段階から根室産ブランドの保護に取り組むことを目的としています。

また、これを受けて、使用管理者となる根室市は「根室産サンマ輸出用ブランドマークの使用に関する要綱（平成 23 年 6 月訓令第 27 号）」を制定し、同ブランドマークの使用承認における条件、手続等を定めることにより、ブランドマークの使用を推進し、根室産サンマのブランド力を高める取組みを展開することといたしました。

なお、本件については、根室市総合政策部までお問い合わせください。

### 記

#### 1 ブランドマーク図



商標登録出願中

#### 2 商標出願国

ベトナム社会主義共和国、日本

#### 3 その他

ブランドマークは平成 23 年 6 月 15 日までに商標登録の出願を終え、現在登録出願中ですが、登録が完了するのはベトナム社会主義共和国で約 18 ヶ月、日本で約 6 ヶ月の期間を要する見込みであります。

（了）